

一般財団法人 日本民間公益活動連携機構 (JANPIA)
第4回理事会 議事録

1. 日 時 2018年12月17日 (月) 開会 午後1時
閉会 午後1時40分
2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目3番2号
経団連会館 5階 505号室
3. 出席者
理事長 二宮 雅也 [議長]
理 事 逢見 直人 柴田 雅人
監 事 土岐 敦司 柳澤 義一

事務局 鈴木 均 (事務局次長) 大川 昌晴 (総務部長)
4. 議 案
第1号議案 2018年度事業計画及び収支予算書の策定及び認可申請の件
第2号議案 役員選任の認可申請の件
第3号議案 民間公益活動促進業務規程案の認可申請の件
第4号議案 非常勤職員就業規則制定の件
第5号議案 旅費規程の制定の件
5. 報 告
(1) 業務執行理事の職務の分担執行状況について
(2) その他
6. 提出資料
資料第1 2018年度事業計画書 (案)
資料第2 2018年度収支予算 (案)
資料第3 認可申請する役員の一覧
資料第4 民間公益活動促進業務規程 (案)
※指定申請時に内閣府に提出したもの
資料第5 非常勤職員就業規則 (案)
資料第6 旅費規程 (案)
資料第7 業務執行理事の職務の分担執行状況について

7. 議事概要

午後1時開会、定款第42条により二宮理事長が議長となり、理事の現在数3名が出席しており本理事会は有効に成立していることを確認した後、開会を宣し、議事に移った。

なお、議事録署名人は、定款第46条第2項により、二宮理事長と土岐、柳澤両監事となることを確認した。

(1) 議案審議

第1号議案 2018年度事業計画及び収支予算書の策定及び認可申請の件

資料第1、資料第2に基づき、二宮理事長から、この事業計画及び収支予算書については、定款第57条に定める通り、今後内閣府から指定活用団体の指定を受けた場合には遅滞なく内閣府に認可申請を行う必要があること、また事業計画の内容については、当機構の方針や、設立以降、指定活用団体の指定に向けなされた諸準備、および指定された場合の準備行為実施計画であること、収支予算書については、機構設立日である7月17日より本事業年度終了時点(3月31日)までの収支予算を記載したものであることの説明があった。

続いて柴田専務理事・事務局長から、収支予算書にある、「借入金収入」とは、機構が指定活用団体に指定された場合、準備行為実施に必要となる資金を経団連から借り入れる予定があることから計上していること、この借入行為については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条で準用する同法第90条第4項第2号による「多額の借財」として理事会議決事項に該当するため、機構と経団連との間で締結する金銭消費貸借契約の内容が確定した後、改めて理事会に諮ることの説明があり、審議の結果、異議なく可決承認された。

第2号議案 役員選任の認可申請の件

第3号議案 民間公益活動促進業務規程案の認可申請の件

資料第3、資料第4に基づき、二宮理事長から、両議案は第1号議案同様内閣府への認可申請に関連する事項であり、定款第59条、第60条に定められた事項であること、今後指定を受けた場合、認可申請手続きについては内閣府の指示に従ってこれを行う方針であるとの説明があり、審議の結果、異議なく可決承認された。

なお、認可申請にあたり、内容の修正、追加資料の作成等が必要な場合はこれを二宮理事長に一任したうえで行うこと、役員の名捺印等を要する資料が必要となった場合には改めて対応を依頼することについても承認された。

第4号議案 非常勤職員就業規則制定の件

第5号議案 旅費規程の制定の件

資料第5、資料第6に基づき、柴田専務理事・事務局長から、指定申請以前に制定済みの就業規則に関連した諸規程の一環として、非常勤職員の就業規則および旅費規程を制定するものであること、非常勤職員就業規則の内容については、非常勤職員の通称を「パートナー職員」とすることにしたこと、非常勤職員の勤務形態に即して就業規則に加筆・修正・削除を施したものである旨の説明があった。

これに関する質疑応答は以下の通り

- (柳澤監事)「パートナー職員」という名称は非常勤職員を表す呼称として一般的なものか、それとも当機構固有の名称として設定したものか。
(大川総務部長) 当機構固有の名称として設定したものである。
(二宮理事長)「パートナー」としたのは、当機構の名称にも「連携」という言葉があるとおり、パートナーシップを組んでともに仕事をしていきたいとの思いを踏まえた呼称として適切であると考えたからである。
(柳澤監事) 理解した。ただし、パートナーという表現は、英語表現では一般的に弁護士法人や会計事務所などでは(出資を伴う)役員クラスを意味し、誤解を与えるおそれがある。
(土岐監事) 他の適切な英語呼称を検討してはどうか。
(柴田専務理事・事務局長) ご意見を踏まえて対応していきたい。

- (逢見理事) 非常勤職員に有期と無期の2つの雇用形態がある点で確認したい。第10条に定める無期転換について、たとえば週3日勤務等の非常勤職員が無期転換した場合は、フルタイムの正職員になるのか。
(大川総務部長)「パートナー職員就業規則」における無期転換後の雇用者は、週3日勤務等の転換前の勤務形態のまま無期雇用されるケースを想定したものであり、週5日フルタイム勤務への転換という意味では必ずしもない。非常勤職員に有期と無期の2つの雇用形態を用意している意図は、専門性の高い人材で、他業兼務しながら当機構で5年を超える長期にわたり働きたいと希望する人がいる場合に入構当初から無期雇用できるような制度としたということである。

以上の質疑応答の後、決をとったところ、両議案とも異議なく可決承認された。また全体の調整を図るうえで両規則及び規程に軽微な修正が必要な場合は、これを二宮理事長に一任したうえで行うことについても承認された。

8. 報 告

(1) 業務執行理事の職務の分担執行状況について

資料第7に基づき、柴田専務理事・事務局長から、定款第29条第4項による報告として業務執行理事の職務の分担および執行状況につき報告があった。

(2) その他(監事の報酬について)

土岐監事より、「役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」第3条第4項に基づき、監事の協議により報酬を1名あたり48万円と定めたことについて報告があった。柴田専務理事・事務局長から、本件は評議員全員に対し事務局より電子メールにて報告済みであること、次回評議員会(開催時期は未定)において改めて報告することについて、報告があった。

以上をもって、第4回理事会の議事が全て終了したので、議長は議場にその協力を感謝し、午後2時、閉会を宣言した。

上記の議事の経過およびその結果を確認するために、議事録署名人は、次に記名押

印する。

2018年12月17日

一般財団法人 日本民間公益活動連携機構

議事録署名人（理事長） 二 宮 雅 也 ⑩

議事録署名人（監事） 土 岐 敦 司 ⑩

議事録署名人（監事） 柳 澤 義 一 ⑩

以 上